

## 株式会社丸五急送行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成25年1月1日 ～ 平成26年12月31日までの2年間

### 2. 内容

目標1：子どもが生まれる際の「配偶者の出産休暇」を1日から3日に拡充し、取得の促進を図る。

#### 【対策】

- 平成25年 1月～ 就業規則を改正し、現行「1日」の「配偶者出産休暇」を「3日間以内」に拡充する。
- 就業規則改正後 ～ 子の出生時に、父親となった従業員に3日以内の配偶者出産休暇を与え、取得促進を図る。

目標2：希望する従業員に対し、勤務地あるいは担当業務の限定制度を導入する。

#### 【対策】

- 平成25年 1月～ 遠地への勤務者(4名)と面談し希望を確認する。また、遠地への配置転換に際しては本人の意向を確認してから実施する。
- 平成25年 6月～ 希望に沿うよう勤務内容、配置人員を見直す。

目標3：年次有給休暇の取得促進のための措置を講じる。

#### 【対策】

- 平成25年 1月～ 年次有給休暇の取得率が低いことから、従業員に対し制度を周知させる。
- 平成25年 1月～ 年間の有給休暇取得計画を立て、取得の促進を図る。

**★株式会社 丸五急送さん**

「配偶者の出産休暇」については、制度としてはあるものの（有給の特別休暇：1日）利用者は少なかった。これを3日に拡充することによって取得の促進を図ろうとするものである。

「勤務地・担当業務の限定制度の導入」については、小さな子を持つ従業員に対する配置転換等に配慮したものである。「有給休暇の取得促進」については、従業員の心身のリフレッシュのために推進させたいと思っていたものである。」

**★目標を達成するにはどうしたらいい？**

**次世代育成サポートアドバイザーからひとこと**

**社会保険労務士 関 徹彌さん**

「貨物運送業という男子型企业であることから、両立支援のための対策は限定されてしまいがちですが、今回取り上げた目標項目はいずれも運転業務に従事する従業員にターゲットを絞っているように思われ、的を射た選択と思われます。計画期間中に目標を達成することは十分可能と思われます。」